



熊本労働局発表  
〈局長 徳田 剛〉  
平成28年6月24日

[照会先]  
熊本労働局 雇用環境・均等室  
室長 松永 涼子  
室長補佐 平島 輝代  
雇用環境改善・均等推進指導官 佐藤 かおる  
(電話番号) 096-352-3865

報道関係者 各位

## 「マタハラ」(妊娠・出産、育休等を理由とする不利益取扱) の相談が増加！

平成27年度の熊本労働局雇用均等室(注)における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の施行状況を取りまとめましたので発表します。

### 【ポイント】

○平成27年度に熊本労働局に寄せられた男女雇用機会均等法(以下「均等法」といいます。)、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係る相談の合計件数は1,187件で、26年度より増加。

うち均等法に係る相談が576件。育児・介護休業法に係る相談544件、パートタイム労働法に係る相談が67件。

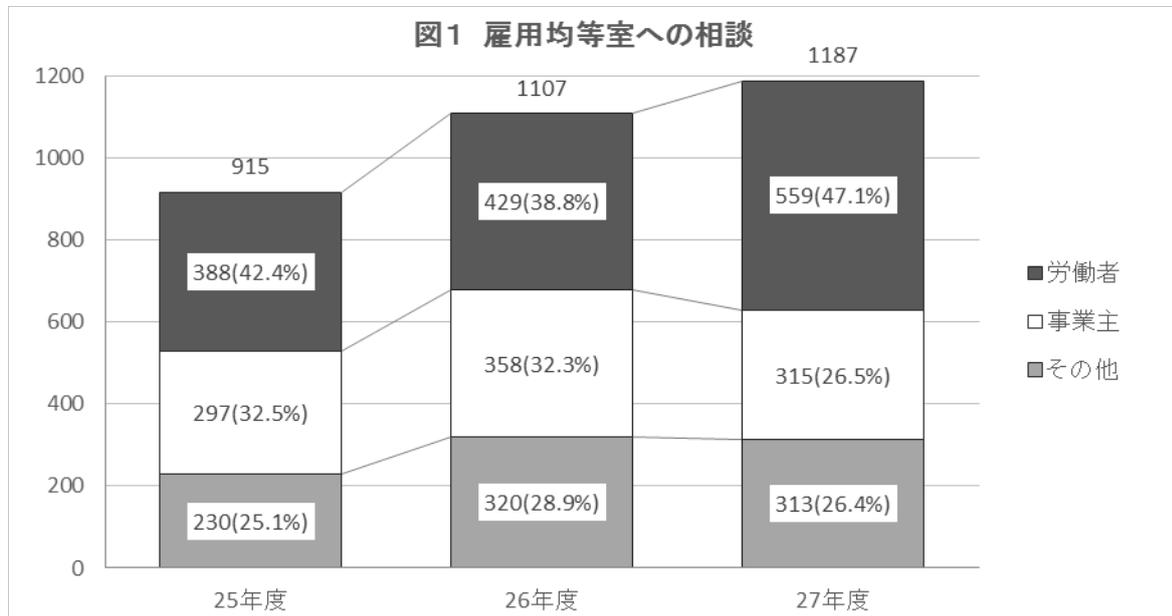
○均等法第9条(妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)及び育児休業が取得できない等労働者の権利に関する相談(いわゆる「マタハラ」)が前年度より増加。

○均等法に係る相談では、全体の4割超がセクハラ相談。

(注)雇用均等室は、組織再編により平成28年4月1日から「雇用環境・均等室」になりました。

## 1 労働局雇用均等室への相談

相談の合計件数は1187件で、26年度の1107件より増加。



### (1) 男女雇用機会均等法関係

- ◆ 相談件数は576件で前年度（561件）より微増。
- ◆ 労働者からの相談割合は全体の53.8%。
- ◆ 相談内容は、セクシュアルハラスメントに関する事案が最多（4割超）
- ◆ マタハラ（妊娠等を理由とした不利益取扱い）に関する相談が増加。

○ 均等法に関する相談は576件で、平成26年度（561件）より増加している。（図2）

○ 相談者別に見ると、労働者からの相談が最も多く、割合としては全体の5割を超えている。（図2）

○ 相談内容で最も多いのはセクシュアルハラスメント（法第11条）に関するもので、243件で全体の42.2%を占めている。（表1-1）

また、妊娠等を理由とした不利益取扱い（法第9条）に関する相談が94件（16.3%）（26年度49件）、母性健康管理（法第12,13条）に関する相談が57件（9.9%）（26年度31件）となっており、妊娠、出産等に係る相談が大きく増加している。（表1-1）

図2 相談件数推移（均等関係）

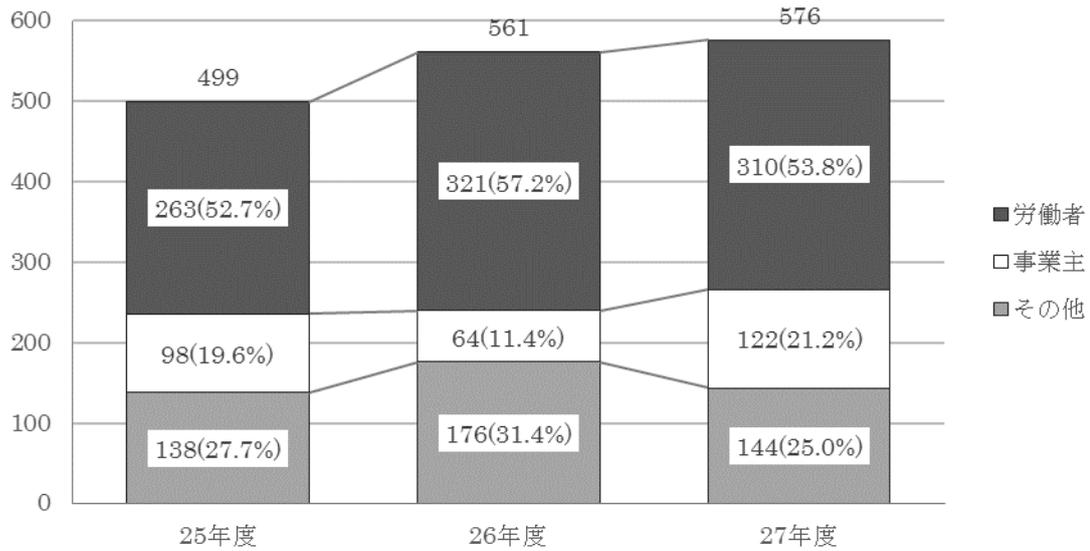


表1 相談内容の内訳の推移（労働者、事業主、その他からの相談合計）

(件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	25 (5.0%)	27 (4.8%)	22 (3.8%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	8 (1.6%)	5 (0.9%)	10 (1.7%)
第7条関係(間接差別)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	53 (10.6%)	49 (8.7%)	94 (16.3%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	245 (49.1%)	301 (53.7%)	243 (42.2%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	42 (8.4%)	31 (5.5%)	57 (9.9%)
第14条関係(ポジティブアクション)	15 (3.0%)	12 (2.1%)	43 (7.5%)
その他	110 (22.0%)	135 (24.1%)	107 (18.6%)
合計	499 (100.0%)	561 (100.0%)	576 (100.0%)

## (2) 育児・介護休業法関係

- ◆ 相談件数は544件。前年度より1割以上の増加。
- ◆ 労働者からの相談が全体の4割弱であり、大きく増加。

○育児・介護休業法に関する相談は544件（図3）で平成26年度（463件）より増加している。

○相談のうち、育児関係の相談が434件。介護関係の相談が110件となっている。（表2-1）

○労働者からの相談のうち、休業等が取得できない等の権利に関する相談は46件で、26年度（18件）より増加している。（表2-2）

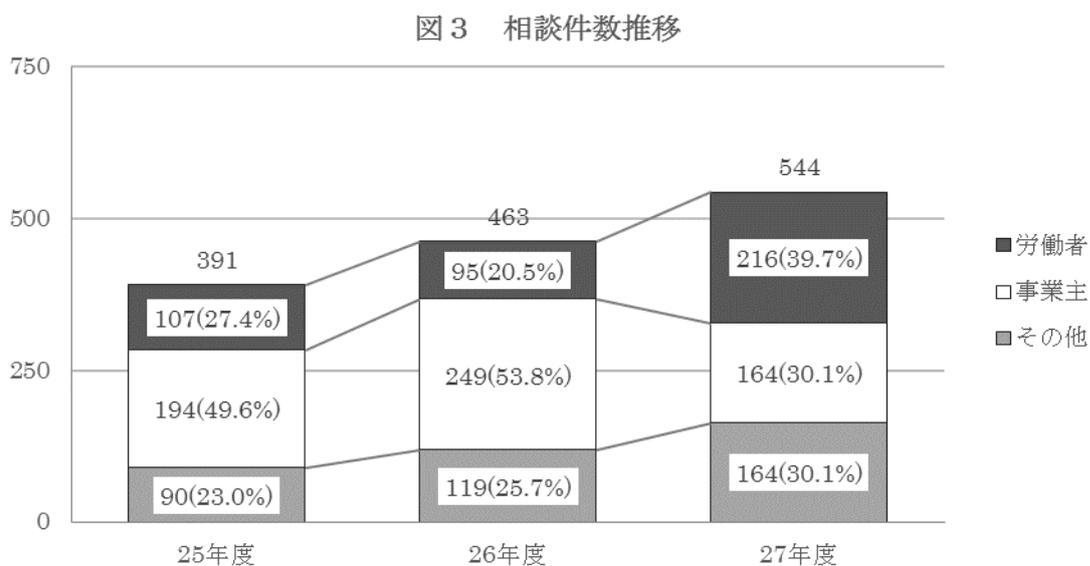


表2-1 相談内容の内訳の推移(労働者、事業主、その他からの相談合計)

(件)

		25年度	26年度	27年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	123 (39.7%)	138 (39.8%)	179 (41.2%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	21 (6.8%)	31 (8.9%)	26 (6.0%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	28 (9.0%)	23 (6.6%)	38 (8.8%)
	第16条の8関係(所定労働の制限)	11 (3.5%)	16 (4.6%)	17 (3.9%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	9 (2.9%)	10 (2.9%)	12 (2.8%)
	第19条関係(深夜業の制限)	11 (3.5%)	14 (4.0%)	19 (4.4%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)*注1	65 (21.0%)	68 (19.6%)	89 (20.5%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)*注2	1 (0.3%)	11 (3.2%)	2 (0.5%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	3 (1.0%)	2 (0.6%)	3 (0.7%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)
	その他	38 (12.3%)	34 (9.8%)	46 (10.6%)
小計	310 (100.0%)	347 (100.0%)	434 (100.0%)	
介護関係	第11条関係(介護休業)	28 (34.6%)	36 (31.0%)	38 (34.5%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	14 (17.3%)	22 (19.0%)	22 (20.0%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	3 (3.7%)	5 (4.3%)	8 (7.3%)
	第20条関係(深夜業の制限)	2 (2.5%)	8 (6.9%)	9 (8.2%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)*注3	13 (16.0%)	19 (16.3%)	19 (17.3%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)*注4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (1.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他	20 (24.7%)	24 (20.7%)	14 (12.7%)
小計	81 (100.0%)	116 (100.0%)	110 (100.0%)	
職業家庭両立推進者	0	0	0	
合計	391	463	544	

\*注1 3歳に満たない子を養育する労働者に関する措置

\*注2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

\*注3 対象家族を介護する労働者に関する措置

\*注4 家族(対象家族及び一定の親族)を介護する労働者に関する措置 以下同じ

表2-2 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する主な相談内容の内訳

(詳細は、資料1「相談者別相談内容の内訳」(2)参照)

(件)

		25年度	26年度	27年度		
				女性		男性
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (42.2%)	19	0
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	3 (12.5%)	4 (23.5%)	2 (4.4%)	2	0
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	21 (87.5%)	12 (70.6%)	18 (40.0%)	15	3
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	6 (13.3%)	6	0
	小計	24 (100.0%)	17 (100.0%)	45 (100.0%)	42	3
介護関係	第11条関係(介護休業(期間雇用者の休業関係を除く))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1	0
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0	0
	小計	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	1	0
合計	24	18	46	43	3	

## 2 紛争解決の援助

### (1) 労働局長による紛争解決の援助

#### ① 男女雇用機会均等法関係（均等法第17条）

- ◆ 平成27年度の紛争解決の援助の申立受理件数は16件。
- ◆ いずれも女性労働者からの申立。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する事案が11件、妊娠等を理由とする不利益取扱いに関する事案が5件。

○ 個別紛争の解決の援助を求めて平成27年度に新たに行われた申立は16件で、すべて女性労働者からの申立である。（図-4）

○ 紛争の内容はセクシュアルハラスメント事案が11件、妊娠等を理由とした不利益取扱いに関する事案が5件である。（表3）

○ 援助の結果、12件は何らか解決したが、他は主張に大きな隔たりがあったことにより打ち切りとなった。

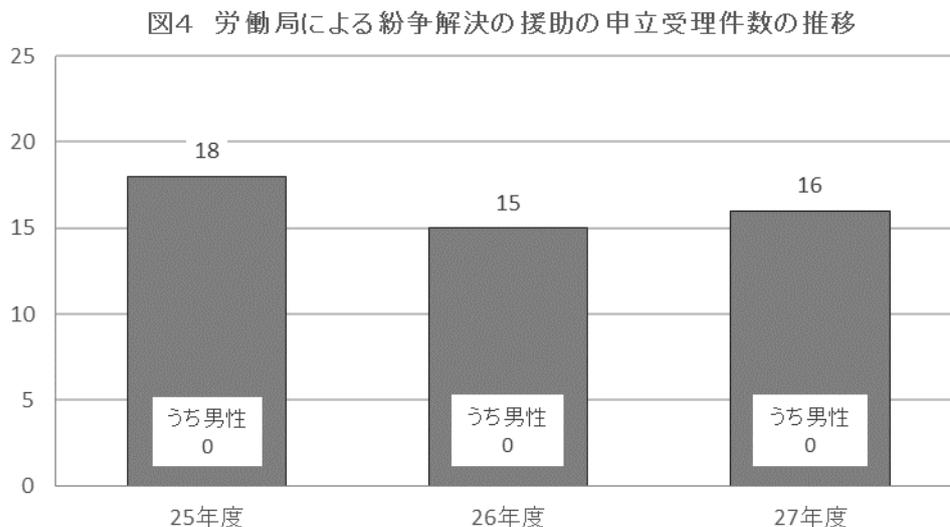


表3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	7 (38.9%)	6 (40.0%)	5 (31.3%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	10 (55.6%)	9 (60.0%)	11 (68.8%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	18 (100.0%)	15 (100.0%)	16 (100.0%)

② 育児・介護休業法関係（育児・介護休業法第52条の4）

- ◆ 平成27年度の紛争解決の援助の申立受理件数は2件。
- ◆ いずれも女性労働者からの申立。

- 紛争の内容は育児休業事案 2件である。
- 援助の結果、すべて何らかの形で解決している。

(2) 調停会議による調停（均等法第18条）

- ◆ 調停申請受理件数は6件。いずれも均等法関係。
- ◆ 申請はセクシュアルハラスメントに関する事案が4件。妊娠等に係る不利益取扱いに関する事案が2件。

- 調停による紛争の解決を求めて 27年度新たに行われた調停申請は6件。（図5）。申請者はすべて女性労働者。
- セクシュアルハラスメントに関する事案が4件、妊娠等に係る不利益取扱いに関する事案が2件である。
- 27年度に調停が行われた事案のうち、2件が当事者双方が調停案を受諾し解決した。

図5 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

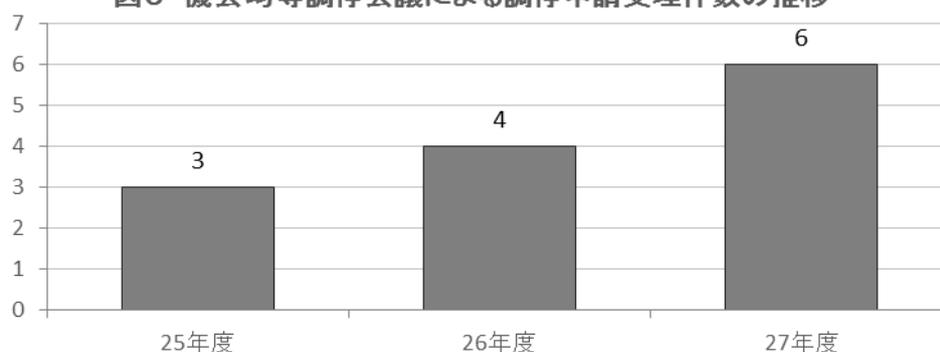


表4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2 (66.7%)	1 (25.0%)	2 (33.3%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	1 (33.3%)	3 (75.0%)	4 (66.7%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	3 (100.0%)	4 (100.0%)	6 (100.0%)

### 3 法の遵守を求める是正指導等

(均等法第29条)(育児・介護休業法第56条)(パート法第18条)

#### (1) 均等法関係

- ◆是正指導件数は105件
- ◆セクシュアルハラスメントに関するものが6割以上を占め最も多い。

- 平成27年度は、104事業所を対象に報告徴収を実施し、このうち何らかの均等法違反のあった41事業所に対し、105件の是正指導を行った。(表5)
- 指導事項としては、セクシュアルハラスメントに関するものが65件(61.9%)で最も多くなっている。(表5)

表5 是正指導件数の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度
第5条関係(募集・採用)	2 (1.6%)	1 (0.7%)	3 (2.9%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	89 (69.5%)	118 (80.3%)	65 (61.9%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	37 (28.9%)	28 (19.0%)	37 (35.2%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	128 (100.0%)	147 (100.0%)	105 (100.0%)

#### (2) 育児・介護休業法関係

- ◆是正指導件数は207件
- ◆育児休業等に関するものが147件。介護休業等に関するものが60件。

- 平成27年度は、88事業所を対象に報告徴収を実施し、87事業所に対して是正指導を行った。
- 育児・介護関係ともに、法第23条第1、2、3項関係(所定労働時間短縮措置)が育児38件、介護24件で最も多くなっている。(表6)

表6 是正指導件数の推移

(件)

	25年度	26年度	27年度	
育児関係	第5条関係(育児休業)	48 (21.4%)	26 (15.8%)	33 (22.4%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	31 (13.8%)	25 (15.2%)	17 (11.6%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	33 (14.7%)	26 (15.8%)	15 (10.2%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	38 (17.0%)	22 (13.3%)	18 (12.2%)
	第19条関係(深夜業の制限)	5 (2.2%)	6 (3.6%)	3 (2.0%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	46 (20.5%)	40 (24.2%)	38 (25.9%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	3 (1.3%)	11 (6.7%)	21 (14.3%)
	その他	20 (8.9%)	9 (5.5%)	2 (1.4%)
	小計	224 (100.0%)	165 (100.0%)	147 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業)	21 (20.8%)	11 (13.6%)	10 (16.7%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	32 (31.7%)	25 (30.9%)	16 (26.7%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	11 (10.9%)	10 (12.3%)	4 (6.7%)
	第20条関係(深夜業の制限)	6 (5.9%)	6 (7.4%)	3 (5.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	30 (29.7%)	28 (34.6%)	24 (40.0%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (5.0%)
	その他	1 (1.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
	小計	101 (100.0%)	81 (100.0%)	60 (100.0%)
合計	325	246	207	

## (3) パートタイム労働法関係

◆是正指導件数は422件

◆労働条件の文書交付に係る指導件数が、全体の3割。

○ 平成27年度は、232事業所を対象に報告徴収を実施し、154事業所に対して是正指導を行った。

○ 法第6条関係(労働条件の文書交付等)が127件(30.1%)、となっており、続いて第13条関係(通常の労働者への転換措置)が69件(16.4%)となっている。(表7)

表7 是正指導件数の推移

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度
第 6 条関係 (労働条件の文書交付等)	66 (34.7%)	51 (30.7%)	127 (30.1%)
第 7 条関係 (就業規則の作成手続)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	67 (15.9%)
第 9 条関係 (差別的取扱いの禁止) (旧第 8 条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第 10 条関係 (賃金の均衡待遇) (旧第 9 条)	4 (2.1%)	0 (0.0%)	10 (2.4%)
第 11 条関係 (教育訓練) (旧第 10 条)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第 12 条 (福利厚生施設) (旧第 11 条)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第 13 条関係 (通常の労働者への転換) (旧第 12 条)	81 (42.6%)	71 (42.8%)	69 (16.4%)
第 14 条第 1 項関係 (措置の内容の説明)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	61 (14.5%)
第 14 条第 2 項関係 (待遇に関する説明) (旧第 13 条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第 16 条関係 (相談のための体制の整備)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (5.5%)
第 17 条関係 (短時間雇用管理者の選任) (旧第 15 条)	37 (19.5%)	44 (26.5%)	37 (8.8%)
その他 (指針等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28 (6.6%)
合計	190 (100.0%)	166 (100.0%)	422 (100.0%)